

「甲南大学研究インテグリティの確保に関する規程」

令和7年9月26日

理事会制定

（目的）

第1条 この規程は、国内外を問わず、研究者と研究機関及び大学との交流又は企業との産学連携等に伴う様々なリスクを、法令及びレピュテーションの観点から適切にマネジメントし、研究の健全性・公正性を自律的に確保するとともに、信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において研究者とは、教員、学生等、本大学において研究活動を行う全ての者をいう。

2 この規程において研究インテグリティの確保とは、国内外を問わず、研究の公正性確保、研究活動における利益相反・責務相反リスク管理及び安全保障輸出管理等、研究に係る法令及び学内規程の遵守について、適切にマネジメントすることをいう。

（学長の責務）

第3条 学長は、研究インテグリティを確保するための必要な措置を行うとともに、研修等を実施し、研究者の研究インテグリティに関する理解醸成を図らなければならない。

（研究者の責務）

第4条 研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について、本大学及び研究資金配分機関等に対して、適切に開示しなければならない。

（研究インテグリティ統括責任者）

第5条 研究インテグリティの確保に関する業務を統括させるため、研究インテグリティ統括責任者（以下「統括責任者」）を置く。

2 統括責任者は、学長が指名する副学長をもって充てる。

（研究インテグリティ・マネジメント委員会）

第6条 研究インテグリティを確保するため、本大学に研究インテグリティ・マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 第7条に規定する研究活動における利益相反専門委員会から上申された事項に関すること
- (2) 研究インテグリティ・マネジメントのための調査に関すること
- (3) 研究インテグリティの確保に係る研修に関すること
- (4) 研究インテグリティ・マネジメントに係る規程等の制定及び改廃に関すること
- (5) その他、研究インテグリティ・マネジメントに関する必要な事項

3 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 統括責任者
- (2) フロンティア研究推進機構長
- (3) 総務部長
- (4) 財務部長

4 委員会は、統括責任者が招集し、議長となる。

5 委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、議長が議決を必要と判断するときは、出席者の過半数をもって議決する。

6 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

(研究活動における利益相反専門委員会)

第7条 研究活動における利益相反を審査し、適切な管理措置について検討するために、委員会に研究活動における利益相反専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

2 専門委員会については、別に定める。

(異議申立て及び再審議)

第8条 委員会における審議の結果、措置の対象となった研究者は、当該措置に対して異議がある場合、措置を受けた日から2週間以内に理由を付した書面により、学長に異議申立てをすることができる。

2 学長は、研究者から異議申立てがあった場合、委員会に再審議を要請し、委員会は再審議結果を学長に報告する。

3 学長は、前項の報告を受けた場合、必要に応じて、委員会の再審議結果に基づき適切な措置を行う。

(相談窓口)

第9条 研究インテグリティの確保に係る相談窓口をフロンティア研究推進機構に置く。

(事務)

第10条 この規程に関する事務は、フロンティア研究推進機構事務室において行う。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、令和7年9月26日から施行する。